

みえ県民力 ビジョン
行動計画(仮称)

《中間案》
(健康福祉部関係分)

平成 23 年 9 月

三 重 県

施策 124

食品・医薬品等の安全と暮らしの衛生確保

(主担当部局：健康福祉部)

めざす姿

適切な食品衛生対策や、医薬品等の品質管理体制の整備により、食品や医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。また、さまざまな主体との協働により、県民一人ひとりの薬物乱用を許さない意識や動物愛護に対する意識が定着しています。

平成 27 年度末での到達目標

食品や医薬品等の製造から消費に至る一貫した監視指導体制を行うことにより、安全な食品や医薬品等が供給されています。

また、関係機関が連携し普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。

県民指標（施策の数値目標その 1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
食品検査における衛生管理指標等の適合率		

〔目標項目の説明〕

・食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」に規定されている食品、添加物等の規格基準および県の食品の衛生管理指標に適合している食品と不適合であったが適合するように改善した食品の割合（健康福祉部薬務食品室調べ）

現状と課題

- ・消費者の食の安全・安心への関心が高い中、食品衛生対策を総合的に推進しているものの、食中毒は依然として発生しています。
- ・医薬品等の安全確保については、平成 21（2009）年に新たな医薬品販売制度が導入されたことや、県民の安全に対する意識が高まっていることから、製造から販売までの適正な品質確保と県民への正しい情報提供が一層求められています。
- ・薬物事犯の検挙者数は減少しておらず、大麻や合成麻薬の若年層による乱用も懸念されています。
- ・動物に関する苦情や相談件数は年間で 10,000 件以上とここ数年減少しておらず、減少に向けてさらに取り組むことが必要です。

取組方向

- ・HACCP^{※1}手法を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を導入し、幅広い食品関連事業者等の取組を促進するとともに、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を行うほか、県民に対して食品や医薬品等の正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- ・薬物乱用防止に向けて麻薬を取り扱う施設の監視指導を行うとともに、民間団体、学校、市町などと協働して、地域の実情に応じた啓発活動や再乱用防止対策などを行います。
- ・動物愛護管理センターの機能強化等により、動物愛護精神の高揚に向けた広報・啓発のほか、動物による危害発生防止に取り組みます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
自主衛生管理（HACCP手法）導入取組施設数		
生活衛生営業施設での健康被害発生件数		
医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合		
薬物乱用防止啓発事業参加者数		
犬・猫の引取り数		

〔目標項目の説明〕

- ・食品の製造・加工工程にHACCPの考え方に基づいた自主衛生管理システムを導入した食品製造施設数（健康福祉部薬務食品室調べ）
- ・生活衛生営業施設における感染症による健康被害の件数（健康福祉部薬務食品室調べ）
- ・医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合（健康福祉部薬務食品室調べ）
- ・薬物乱用防止活動の啓発事業参加者数（健康福祉部薬務食品室調べ）
- ・やむを得ず飼養できなくなって保健所へ引き取られるか、飼い主不明として保健所に持ち込まれた犬、猫の頭数（健康福祉部薬務食品室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
12401 食品の安全・安心の確保 (主担当：健康福祉部薬務食品室)	食品の製造から消費に至る一貫した監視指導体制や食品事業者の自主管理体制の整備により、県民の安全・安心の向上を図ります。
12402 生活衛生営業の衛生水準の確保 (主担当：健康福祉部薬務食品室)	関係機関と協働して自主衛生管理の導入を進め、生活衛生営業者の衛生水準の向上を図ります。
12403 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (主担当：健康福祉部薬務食品室)	医薬品製造業者等に対する監視指導を行うとともに、県民に対して医薬品等の正しい情報を提供します。
12404 薬物乱用防止対策の推進 (主担当：健康福祉部薬務食品室)	民間団体や行政などの関係機関が協働して、薬物乱用に関する啓発活動、取締り、再乱用防止に取り組む、県民の薬物乱用を防止します。
12405 人と動物との共生環境づくり (主担当：健康福祉部薬務食品室)	民間団体等との協働体制を確立し、動物による危害発生防止に取り組むとともに、動物愛護や適正な管理に係る効果的な取組を推進します。

関連する施策

関連する個別計画

注) 1 HACCP手法：食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ。食品の製造業者が原材料の受入れから最終製品に至る一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、これを防止するためのポイントを重点的に管理するもの。

施策 125

感染症対策の推進

(主担当部局：健康福祉部)

めざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

平成 27 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる感染症情報システムが、県内の学校や保育所等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視し、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

県民指標（施策の数値目標その 1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
感染症の集団発生事例数		

〔目標項目の説明〕

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数（健康福祉部健康危機管理室調べ）

現状と課題

- ・ 近年のインターネットの普及等によって情報が氾濫しており、これまで以上に感染症に対する正しい知識や情報を的確に提供するとともに、感染予防の啓発を進めていく必要があります。
- ・ 感染症発生時において、関係者への情報共有に時間がかかっていることから、より迅速な感染症対策の実施が必要です。
- ・ 新たな感染症の発生に備える人材が不足していることから、専門知識を持った人材の育成が必要となっています。
- ・ 感染症の拡大防止には、早期発見、早期治療が重要とされていますが、検診受診者数は減少傾向にあることから、県民が積極的に検査・治療が受けられる検査体制が課題となっています。

取組方向

- ・ これまで以上に感染症に対する正しい知識や感染予防の啓発を行い、県民一人ひとりが「感

染症から自らを守る」という意識の向上を図ります。

- ・ 感染症の発生動向を監視し、発生の兆しを早期探知できるシステムを構築し、県民がその情報を活用することで、感染症の拡大防止につなげていきます。
- ・ 感染症発生時には、引き続き、迅速かつ的確に対応していきます。また、新たな感染症の発生に備え、より専門的知識をもった感染症対策を担う人材を育成します。
- ・ 県民が積極的に検査・治療が受けられるよう人権に配慮した相談・検査を実施します。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
感染症情報の提供施設数		
感染症情報化コーディネーター数		
H I Vおよび肝炎検査件数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 感染症情報システムで収集した情報の提供先（保育所、小中学校等）施設数（健康福祉部健康危機管理室調べ）
- ・ 県が養成した感染症情報化コーディネーター数（健康福祉部健康危機管理室調べ）
- ・ 保健所においてH I V抗体およびB、C型肝炎検査を行った件数（健康福祉部健康危機管理室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
12501 感染症予防普及啓発の推進 (主担当：健康福祉部健康危機管理室)	感染症の予防・発生に関する情報提供を行うことで、県民一人ひとりが感染症に対する正しい理解を深め、感染症の拡大予防につなげます。
12502 感染症危機管理体制の整備 (主担当：健康福祉部健康危機管理室)	感染症情報化コーディネーターを中心に、迅速かつ的確に原因究明を行い、効果的な予防対策を実施することで、感染症の拡大から県民を守ります。
12503 感染症対策のための検査・治療体制の推進 (主担当：健康福祉部健康危機管理室)	結核やエイズ、肝炎等に関する相談・検査を推進し、これらの感染症の蔓延を防止します。

関連する施策

関連する個別計画

施策

131

健康対策の推進

(主担当部局：健康福祉部)

めざす姿

健康づくりから予防・早期発見・治療・予後までの取組を一連の健康対策として推進することにより、県民一人ひとりが、適正な生活習慣を守り、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民ががんや生活習慣病等の病気のときも、適切な治療や支援を受けています。

平成27年度末での到達目標

県民、NPO、企業、学校、市町等が協働してこころと身体の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や健診受診率の向上がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、がん、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の構築や医療費助成などを進めることにより、県民が安心して療養できる体制が整備されています。

みえメディカルバレー構想の取組を広げることにより、県民の病気の予防・治療、健康の保持・増進につながる製品やサービスが生み出される仕組みが構築されています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現状値	目標値
健康寿命		

〔目標項目の説明〕

- ・日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間（健康福祉部健康づくり室調べ）

現状と課題

- ・がんや生活習慣病等に依然として多くの県民が罹患しており、日常における健康づくりから病気に対する予防、早期発見、治療、予後までの一連の取組の強化が必要です。
- ・本県の自殺者数は400人前後と高い水準で推移していることから、自殺対策の強化が必要です。
- ・難病患者が年々増えていることや平成22（2010）年に臓器移植法が改正されたことなどに伴い、難病患者等に対する医療費助成や骨髄バンク・臓器移植の普及啓発などについて、引き続き推進していく必要があります。
- ・県民の健康志向が高まっており、健康保持・増進につながる製品や、医療・介護現場のニーズに応えた製品・サービスを県民に提供することが必要です。

取組方向

- ・運動・食事・禁煙・口腔ケアなど個人の適正な生活習慣の定着を支援するとともに、うつ・自殺などこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施し、地域全体で健康づくりを進めていきます。

- ・ がん検診、特定健診の受診率向上や歯科口腔保健への取組を進めることで、病気の予防・早期発見につなげるとともに、がん、生活習慣病患者や難病患者等にとって、安心して療養できる体制の整備を進めます。
- ・ 産学官の連携により、県民の健康保持・増進に寄与する製品やサービスが生み出される仕組みを構築するとともに、医療・健康分野等の技術革新を推進し、病気の予防・治療、健康の保持・増進につなげます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
健康増進計画を策定している市町村数		
自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数		
がん検診受診率（大腸がん、子宮頸がん、乳がん）		
難病相談支援センター登録患者数		
医療・健康分野等で活用される製品の開発数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 「健康増進法」において策定に努めることとされている市町村健康増進計画を、県の策定している健康増進計画と連携して策定している市町村数（健康福祉部健康づくり室調べ）
- ・ 自殺対策の推進のために、各地域（保健所単位）でネットワーク組織を設置している地域数（健康福祉部健康づくり室調べ）
- ・ がん検診受診率（厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」）
- ・ 三重県難病相談支援センターにおける相談支援等の対象となる登録患者数（健康福祉部健康づくり室調べ）
- ・ 県内の健康関連事業者等が、医療・健康分野等で活用される製品やサービス（特許等を含む）を開発した数（健康福祉部薬務食品室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組み基本事業	目 標
13101 健康づくり活動の推進 (主担当：健康福祉部健康づくり室)	県民、NPO、企業、学校、市町等が協働して健康づくり活動を推進し、県民一人ひとりの生活習慣の改善を推進します。
13102 こころの健康づくりの推進 (主担当：健康福祉部健康づくり室)	県民一人ひとりのこころの健康を保ち、健やかに生活できるよう、うつ・自殺対策を推進します。
13103 がん・生活習慣病対策の推進 (主担当：健康福祉部健康づくり室)	県民一人ひとりが、がん・生活習慣病に対して、健診や適切な治療を受けられる体制を整備します。
13104 難病等疾病対策の推進 (主担当：健康福祉部健康づくり室)	難病患者等への適切な医療提供・療養支援を推進します。
13105 健康産業の育成による健康づくり (主担当：健康福祉部薬務食品室)	医療・健康等の分野の研究開発を進め、生み出した製品等により、病気の予防・治療、健康の保持・増進につなげます。

関連する施策

関連する個別計画

施策 132

医療体制の整備

(主担当部局：健康福祉部)

めざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間・診療科目間の医師の偏在解消により、県民一人ひとりが必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みを構築することなどにより、医師の偏在解消の取組が進むとともに、医療現場が必要としている看護職員が確保されるなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制が整備されています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数		

〔目標項目の説明〕

・ 県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数（健康福祉部医療政策室調べ）

現状と課題

- ・ 医師や看護師等の不足などにより、地域の救急医療を担う二次救急の輪番制の維持が困難な状況となっており、地域医療に従事する医師等の育成と定着促進や医療機関の機能分担を進める必要があります。そのほか、「かかりつけ医」を持たないこと等から安易に救急車を利用することが多く、県民一人ひとりの適切な受診行動が求められています。
- ・ 医師や看護師等の不足などにより、一部の県立病院において、役割・機能が十分に発揮できていない状況にあることから、県立病院改革を着実に進める必要があります。
- ・ 市町国民健康保険は、長引く経済不況の中で、医療費が高い高齢者や負担能力の低い低所得者が多く、また、小規模保険者であることから、財政基盤が不安定になりやすい等の構造的な問題を抱え、その運営が厳しくなっており、広域化に向けた環境整備や後期高齢者医療制度も含め財政支援の拡充等の制度見直しが求められています。

取組方向

- ・ 医師や看護師等の医療従事者の確保対策を積極的に進め、特に若手医師の確保と定着促進に重点的に取り組みます。また、県民一人ひとりに適切な受診行動を促す啓発を進めるとともに、医療機関のさらなる機能分担・機能連携を推進します。
- ・ 県立病院においては、県立病院改革を着実に進め、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を行います。また、志摩病院の指定管理者に対し適切な管理監督を行います。
- ・ 市町国民健康保険や後期高齢者医療制度が安定的に運営されるよう、国民健康保険の広域化に向けた環境整備や運営する市町に対する助言・指導等を行うとともに、高齢者医療制度の見直しについて適切に対応を進めます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
県の取組により医療機関に配置された医師数		
県内看護師養成施設卒業者の県内就業率		
救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数		
医療相談件数		
県立病院患者満足度		
市町国民健康保険財政安定保険者率		

〔目標項目の説明〕

- ・ 県の医師確保の取組により地域の医療機関に配置された医師数（健康福祉部医療政策室調べ）
- ・ 県内看護師養成施設卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護師数（健康福祉部医療政策室調べ）
- ・ 県の救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行っている医療機関数（健康福祉部医療政策室調べ）
- ・ 医療安全支援センターにおける相談件数（健康福祉部医療政策室調べ）
- ・ 県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「自分の親しい友人や家族が病気になったとき、この病院を推薦する」と回答する患者の割合（病院事業庁県立病院経営室調べ）
- ・ 市町国民健康保険のうち、一般会計から赤字補てんのない保険者の割合（健康福祉部社会福祉室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
13201 医療分野の人材確保 (主担当：健康福祉部医療政策室)	医療機関における人材の確保や地域偏在の解消等に努めます。
13202 救急・へき地等の医療の確保 (主担当：健康福祉部医療政策室)	医療を必要としている人が場所や時間を問わず適切な医療を受けられる環境を整備します。
13203 医療の質の向上 (主担当：健康福祉部医療政策室)	医療の安全確保や医療に関する情報提供、相談体制の充実を図ります。
13204 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (主担当：病院事業庁県立病院経営室)	医療を必要とする人に対して、県立病院の役割に沿った良質で満足度の高い医療を提供します。
13205 適正な医療保険制度の確保 (主担当：健康福祉部社会福祉室)	国民健康保険制度および後期高齢者医療制度が安定的に運営されるよう支援します。

関連する施策

関連する個別計画

施策
141

社会福祉の充実

(主担当部局：健康福祉部)

めざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活に困窮する人などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉に従事する人材の確保・育成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活に困窮する人など福祉的支援を必要とする人びとに対し、福祉サービスの質の向上や利用のための支援が図られています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
ボランティア登録をしている県民の割合		

【目標項目の説明】

・ 県の人口に対する県・市町ボランティアセンターに登録している県民の割合（三重県社会福祉協議会調べ）

現状と課題

- ・ 地域における絆の希薄化等により、これまで以上に高齢者や障がい者、生活困窮者等を社会全体で支え合う体制づくりが必要です。
- ・ 高齢化の進展に伴い、福祉サービスを提供する法人等や利用者が増加する中、福祉・介護人材の安定的な確保と資質の向上や、効率的、効果的な監査の実施により社会福祉法人等の適正な運営を確保することが必要です。
- ・ 「社会にはさまざまな人がいることを理解し、相手の立場に立って考え、実行する」というユニバーサルデザイン^{※1}の考え方が県民に十分には浸透しておらず、必ずしも実際の行動に結びついていません。
- ・ 戦傷病者や戦没者遺族への支援については、対象者の高齢化に伴い、よりきめ細かな配慮が必要です。

取組方向

- ・ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティア等の活動を支援し、住民が互いに支え

合う地域社会づくりを進めるとともに、高齢者等が地域で安心して暮らせるよう権利擁護の取組や生活困窮者に対する経済的自立、社会的自立に向けた支援を進めます。

- ・ 福祉人材センターや介護福祉士養成校等関係機関と連携し、福祉・介護分野の人材の確保・養成を図るとともに、運営に課題のある社会福祉法人等を重点的に実地指導監査を行います。
- ・ 市町や社会福祉協議会をはじめとするさまざまな主体と連携し、ユニバーサルデザインの「意識づくり」を進めます。
- ・ 戦傷病者や戦没者遺族に対して、よりきめ細かな支援を行います。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
福祉サービス利用援助を活用する人数		
介護関係職の求人充足率		
適正な運営を行っている社会福祉法人の割合		
ユニバーサルデザインのまちづくり講座等の参加者数		
生活困窮者等の就労・増収達成率		
戦傷病者等の支援事業への参加者数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 三重県地域福祉権利擁護センターで把握する福祉サービス利用援助の年度末の契約人数（三重県社会福祉協議会調べ）
- ・ 県内の介護関係職に係る求人の充足数を年間の新規求人数で除した割合（厚生労働省三重労働局調べ）
- ・ 社会福祉法人に対して原則として年1回実施する指導監査において問題があるとされた法人を除いた法人の割合（健康福祉部監査室調べ）
- ・ 県および市町が、学校・企業・自治会等を対象に実施した講座等の参加者数（健康福祉部健康福祉総務室調べ）
- ・ 就労支援プログラムを実施した生活保護受給者のうち、就労または増収を達成した者の割合（健康福祉部社会福祉室調べ）
- ・ 戦傷病者、戦没者遺族のための各種支援事業への参加者数（健康福祉部社会福祉室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
14101 地域福祉活動と権利擁護の推進 (主担当：健康福祉部社会福祉室)	ボランティアや民生委員・児童委員の活動を支援し、地域住民による地域福祉活動を推進するとともに、高齢者や障がい者の権利擁護を図ることで必要な福祉サービスを利用しながら地域で生活できるよう支援します。
14102 福祉分野の人材確保・養成 (主担当：健康福祉部社会福祉室)	新たな人材の確保や求人と求職のマッチング支援、研修等を通じた資質の向上と定着支援など、質の高い人材を確保するための取組を進めます。
14103 福祉サービスの適正な確保 (主担当：健康福祉部監査室)	社会福祉法人や介護保険事業者等が、法令等を遵守した健全な運営をすることにより、利用者への適切なサービスの向上を図ります。

<p>14104 ユニバーサルデザインの意識 づくりの推進 (主担当：健康福祉部健康福祉総務室)</p>	<p>学校等における普及啓発や、車いす使用者用駐車区画の適正利用の促進など県民にとって身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。</p>
<p>14105 生活困窮者の生活保障と自立 支援 (主担当：健康福祉部社会福祉室)</p>	<p>失業等のため生活に困窮する者に対して貸付を行うなど生活を支援するとともに、生活保護の適切な実施と生活保護受給者の自立支援を進めます。</p>
<p>14106 戦傷病者等の支援 (主担当：健康福祉部社会福祉室)</p>	<p>戦争犠牲者への慰霊を行うとともに、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。</p>

関連する施策

関連する個別計画

注) 1 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように、あらかじめ、施設、製品、制度、サービス等をデザインすること。

施策 142

高齢者福祉の充実

(主担当部局：健康福祉部)

めざす姿

介護サービス等を利用者のニーズに応じて継続的に提供することにより、高齢者が、地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って地域社会で活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

地域包括ケア^{※1}の取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、真に施設サービスを必要とする高齢者のための介護サービス基盤の整備を進めるとともに、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動を行っています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
特別養護老人ホーム ^{※2} の入所待機者数		

〔目標項目の説明〕

・特別養護老人ホームの入所待機者のうち、介護度が重度で在宅生活をしている高齢者の数（健康福祉部長寿社会室調べ）

現状と課題

- ・ 高齢化の進展に伴い、75 歳以上の高齢者が増加し、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれています。
- ・ 介護基盤の整備について、市町と連携して進めているところですが、施設サービスへのニーズが高いことから、特別養護老人ホームの入所待機者は依然として多数となっています。また、介護職場における人手不足や介護従事者の資質向上が必要です。
- ・ 認知症対策として、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要です。
- ・ 地域において支え合いの絆が薄れてきていることから、地域貢献型の取組を行う老人クラブを増やしていくことが重要となっています。

取組方向

- ・ 市町と連携して特別養護老人ホームなどの介護基盤の整備を進めるとともに、介護人材の確保、資質向上に努めます。
- ・ 地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センター^{※3}の機能強化に努めます。
- ・ 認知症の人やその家族に対する支援に資するため、「多くの人が認知症を正しく知る」といった啓発や、予防から医療、見守り、相談といった総合的な取組を関係者が連携して進めます。
- ・ 老人クラブ活動への支援など、高齢者の社会参加に向けた取組を推進します。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
主任ケアマネジャー ^{注) 4} 登録数		
特別養護老人ホームの整備定員数（累計）		
認知症サポーター ^{注) 5} 数（累計）		
地域貢献活動に取り組む老人クラブ数		

〔目標項目の説明〕

- ・毎年度末の主任ケアマネジャー登録数（健康福祉部長寿社会室調べ）
- ・特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）を含む）の整備定員数（健康福祉部長寿社会室調べ）
- ・毎年度 3 月 31 日現在の認知症サポーター数（健康福祉部長寿社会室調べ）
- ・老人クラブのうち、地域貢献活動に取り組んでいる老人クラブ数（健康福祉部長寿社会室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
14201 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上 (主担当：健康福祉部長寿社会室)	介護保険制度の安定的な運営を支援するとともに、質の高いサービスが提供されるよう介護従事者の人材育成、資質向上を図ります。
14202 介護基盤の整備促進 (主担当：健康福祉部長寿社会室)	施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を支援します。
14203 在宅生活支援体制の充実 (主担当：健康福祉部長寿社会室)	地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センターの機能強化に努めるとともに、総合的な認知症対策を進めます。
14204 高齢者の社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部長寿社会室)	老人クラブ活動の支援などを通じて、高齢者の社会活動への参加や地域における交流を促進します。

関連する施策

関連する個別計画

- 注) 1 地域包括ケア：高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。
- 注) 2 特別養護老人ホーム：入所者に対し、施設のサービス計画に基づいて、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設。
- 注) 3 地域包括支援センター：高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。
- 注) 4 主任ケアマネジャー：要介護者等からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状況に応じて適切なサービスを利用できるよう介護サービス計画（ケアプラン）を作成するケアマネジャーとしての業務のほか、他のケアマネジャーに対する助言、指導等を行い、地域におけるケアマネジメントの中核を担う。
- 注) 5 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者で、各市町等が実施する「認知症サポーター養成講座」を終了した者。

施策
143

障がい者の自立と共生

(主担当部局：健康福祉部)

めざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成 27 年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、就労支援に向けた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
地域で自立した生活をしている障がい者数		

〔目標項目の説明〕

・グループホーム、ケアホーム等の事業を利用し地域で生活をしている障がい者数（健康福祉部障害福祉室調べ）

現状と課題

- ・ 障がい者が地域で自立した生活をしていくためには、グループホームやケアホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保が求められていますが、現状では十分に確保できているとは言えず、引き続き整備を続ける必要があります。
- ・ 工賃倍増や職場実習等に取り組んできましたが、福祉的就労における工賃は依然として低く、現行の枠組みでは限界があるため、就労の場の確保や多様な働き方の選択肢が提供される必要があります。
- ・ 障害者制度改革に向けた動きの中で、多様なサービスが提供可能となりましたが、個々の障がい者のニーズに対応したサービスの組み合わせや地域での利用可能なサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応できる相談体制の充実が必要です。
- ・ 精神障がいのある人への支援に関しては、特に長期在院者の社会的入院を解消するため、地域で生活できるための仕組みづくり等が求められています。
- ・ 障がい者への情報保障や社会参加の機会が十分ではなく、地域で自分らしく生活できない障がい者が少なくないため、障がい者が安心して社会参加できる環境整備が必要です。

取組方向

- ・ 障がい者の暮らしの場を確保するため、グループホームやケアホームを整備するとともに、日中活動の場を確保するための施設整備を推進します。
- ・ 障がい者の就労の推進に向け、就労サポート事業、職場実習事業など一般就労に向けた支援を行うとともに、共同受注窓口や社会的事業所など多様な働き方を見据えた事業の展開を行います。

- ・ 障害保健福祉圏域ごとの総合相談支援センターを充実し、障がい児療育、就業生活支援、地域移行などに係る支援を行うとともに、県内全域を対象に、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび重症心身障がい等の障がいに関する広域・専門的な相談支援を実施します。
- ・ 精神障がいのある人が、地域生活へ移行し、継続して生活できるよう、アウトリーチ（訪問支援）の強化のほか、精神科救急システム体制の整備などを進めます。
- ・ 地域で自立して社会活動に参加できるよう、障がい者団体等と協働して情報提供施設の整備・スポーツ活動の支援を進めます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現状値	目標値
障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数		
雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数		
総合相談支援センターへの登録者数		
入院中の退院可能精神障がい者の地域移行人数（累計）		
障がい者スポーツ大会参加者数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 「障害者自立支援法」に位置づけられる新体系における日中活動系サービスの利用者数（健康福祉部障害福祉室調べ）
- ・ 就労サポート事業、障がい者就労支援講座、県庁舎での職場実習事業等を通じて、雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数（健康福祉部障害福祉室調べ）
- ・ 障害保健福祉圏域に設置した総合相談支援センターに支援を希望して登録した障がい者数（健康福祉部障害福祉室調べ）
- ・ 「精神障害者地域移行支援事業」により退院した精神障がい者の数（健康福祉部障害福祉室調べ）
- ・ 県主催障がい者スポーツ大会への参加者数（健康福祉部障害福祉室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
14301 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進 (主担当：健康福祉部障害福祉室)	障がい者が地域で自立して暮らすことのできるよう、日中活動の場やグループホーム等の整備等、サービス基盤の整備を進めます。
14302 障がい者福祉サービスの充実 (主担当：健康福祉部障害福祉室)	障がい者一人ひとりのニーズに応じた支援や、自立・就労に向けた支援など、生活全般にわたる障がい者福祉サービスの提供を行います。
14303 障がい者の相談支援体制の整備 (主担当：健康福祉部障害福祉室)	障がい者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制の充実を図ります。
14304 精神障がい者の保健医療の確保 (主担当：健康福祉部障害福祉室)	休日・夜間における精神科救急医療体制を整備するなど、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりを進めます。
14305 障がい者の社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部障害福祉室)	障がい者のスポーツ・文化活動への参加機会の充実、情報コミュニケーションに係る支援など社会参加のための環境整備を進めます。

関連する施策

関連する個別計画

**施策
221**

子育て環境の整備

(主担当部局：健康福祉部こども局)

めざす姿

子育て環境の整備を進めることにより、安心して子どもを産み育てられ、また、支援を必要とする子どもがいきいきと暮らせる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

ニーズに応じた保育サービスの充実や母子保健対策の推進により、安心して妊娠・出産できる体制が整っています。また、児童虐待防止の啓発推進や的確な保護を進めることにより、社会的養護を必要とする児童への支援が適切に行われています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
小学校区における放課後児童対策（放課後児童クラブまたは放課後子ども教室）の実施率		

〔目標項目の説明〕

・県内の全小学校区のうち、放課後児童クラブまたは放課後子ども教室事業に取り組んでいる小学校区の割合（健康福祉部こども局こども未来室調べ）

現状と課題

- ・ 保育へのニーズが増加、多様化しており、保育所の待機児童や特別保育、放課後児童対策の推進などを地域の実情に応じ、市町と連携して進める必要があります。また、国において検討されている「子ども・子育て新システム」については、市町と連携し、適切に対応していく必要があります。
- ・ 母子保健に対するニーズが多様化・複雑化しているため、安心して妊娠・出産できる母子保健サービスの充実と経済的な支援を含めた地域における相談体制の整備等が求められています。
- ・ 児童虐待の相談件数が増加し、内容も複雑化しているため、児童相談所の対応力の強化と市町と連携した取組が必要です。また、児童虐待防止の啓発と保護した児童に対する家庭的ケアの環境整備が必要です。
- ・ 発達障がい児の早期発見やそれぞれの特性に応じた適切な対応が十分でないことから、関係機関が一体となった支援体制の構築が求められています。
- ・ ひとり親家庭は増加傾向にあり、継続的に自立に向けた支援に取り組む必要があります。

取組方向

- ・ 市町と連携し、地域の実情に応じた保育所の整備や放課後児童対策、特別保育等の実施を進めます。
- ・ 妊娠中および出産後の早い時期から継続した子育て支援に取り組む市町を支援するとともに、不妊に対する経済的支援および相談体制の強化に取り組みます。
- ・ 児童相談所職員の法的対応力を強化し、市町に対する技術的支援を行うとともに、児童養護施設における小規模ケアの拡充や里親委託の推進を図ることにより、要保護児童に対する家庭的ケアを促進します。また、県立草の実りハビリテーションセンターおよび小児心療センターあすなる学園の一体的な整備を進めることで、発達障がい児や肢体不自由児等に対する適切な医療・福祉を提供します。
- ・ ひとり親家庭等への支援を行い、ひとり親家庭等の自立を進めます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
幼保一体化施設整備数		
全ての乳児家庭等を訪問支援する市町数（累計）		
児童虐待通告における 48 時間以内の安全確認の実施率		
要保護児童における家庭的ケアの実施率		
ひとり親家庭情報交換会参加者数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 幼保一体化施設（認定こども園。「子ども・子育て新システム」が制度化された場合は、総合施設）の整備数（健康福祉部こども局こども家庭室調べ）
- ・ 生後4か月までの全ての乳児家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」と、支援が必要な家庭を訪問する「養育支援訪問事業」を共に実施する市町数（健康福祉部こども局こども家庭室調べ）
- ・ 虐待通告を受けて、48時間以内に安全確認を実施した割合（健康福祉部こども局こども家庭室調べ）
- ・ 要保護児童（乳児院、児童養護施設への入所児童数および里親、ファミリーホーム委託児童数）のうち、家庭的ケアを受けている児童の割合（健康福祉部こども局こども家庭室調べ）
- ・ ひとり親家庭の者が話し合いや情報提供をできる場に参加した人数（健康福祉部こども局こども家庭室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
22101 保育・放課後児童対策等の充実 （主担当：健康福祉部こども局こども家庭室）	保育所および放課後児童クラブの整備を支援するとともに、保育サービスを推進します。
22102 母子保健対策の推進 （主担当：健康福祉部こども局こども家庭室）	安心して妊娠、出産し、子どもを育てられるような母子保健サービスを推進します。
22103 児童虐待防止対策の推進 （主担当：健康福祉部こども局こども家庭室）	児童相談所の機能の充実強化により、児童虐待防止に取り組めます。

<p>22104 社会的養護が必要な児童への支援 (主担当：健康福祉部こども局こども家庭室)</p>	<p>社会的養護が必要な子どもの心身の健全な発達と安定した人格の形成を支援するため、児童養護施設や里親等による家庭的ケアを進めます。</p>
<p>22105 ひとり親家庭等の自立の支援 (主担当：健康福祉部こども局こども家庭室)</p>	<p>ひとり親家庭等への経済的支援や生活支援を行うことにより、自立を進めます。</p>

関連する施策

関連する個別計画

施策 222

子どもの育ちを支える家庭力・地域力の向上

(主担当部局：健康福祉部こども局)

めざす姿

子ども自身の持つ力を育み伸ばそうとする「子どもの育ちを支える視点」を社会全体で共有し、子どもを見守り支えるための取組が地域で活発に行われています。

平成 27 年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発と推進に取り組むことにより、子どもに関わる大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深め、子どもの社会参加の促進、子どもの主体的な活動の活性化、有害環境からの保護対策の推進などに向け、地域のさまざまな主体が連携・協働して取り組んでいます。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
「三重県子ども条例」の認知度		

〔目標項目の説明〕

- 小学生から高校生を対象にしたアンケートにおける「三重県子ども条例」の認知度の調査結果（健康福祉部こども局こども未来室調べ）

現状と課題

- 少子化・核家族化の進行、生活スタイルの変化、社会経済情勢の悪化など社会環境の変化を背景に子どもに関わるさまざまな問題が顕在化しています。県では、子どもがそれぞれの力を発揮して豊かに育つことができる地域社会の実現をめざす「三重県子ども条例」を制定したところであり、条例に規定された県の取組を適切に行う必要があります。
- 家庭における子育てが孤立化しがちな中、子育てについての迷いが生じたり、不安を感じたりしている子育て家庭が増加しています。そのため、子育て中の家族を支えるための正しい情報の提供、子どもの育ちや親としての役割などを考える機会の充実などに取り組む必要があります。
- 地域においても、人と人とのつながりが希薄化し、子どもの育ちにとって必要な多様な人とのふれあいや体験の機会が減少しています。そのため、地域の大人が子どもの育ちを理解し、子どもを見守り支えるといった実践をとおして、子どもが育つ環境をつくっていくことが求められています。
- 人間関係を築く力や規範意識など、従来は家庭や地域で教えてきたことが、子どもの身につけていない状況が見受けられ、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。
- 子どもをとりまく有害情報の氾濫、インターネット被害の増大など、子どもの健全育成にかかる問題が顕在化しています。こうした問題について、社会全体で知識やスキル、情報を共有し、その防止に取り組むことが必要です。

取組方向

- 「三重県子ども条例」について広報啓発を行い、県民の理解を促進するとともに、子どもの

- 現状についての調査、県の取組に係る評価など、条例に基づく県の取組を推進します。
- ・子育て中の親が、子どもの育ちや大人の役割等について正しく理解できるよう学びの機会や情報の提供を行うとともに、親子のふれあいの機会を充実します。
 - ・子どもによる意見表明機会の拡充、子どもの主体的な活動への支援を行うとともに、これを支える人材の養成、県民の活動支援等、「三重県子ども条例」に基づく取組を進めます。
 - ・学校を通じて家庭教育の充実に向けた取組を進めるとともに、地域全体で子どもを守り育てる取組を進めます。
 - ・関係業界の自主規制や協力を得て、「三重県青少年健全育成条例」の適正な運用を図り、子どもを有害な環境から保護するとともに、有害情報の氾濫を防ぐため、関係機関や団体等と連携して取り組みます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
キッズモニター活用回数		
「親なびワーク」講師養成人員数		
「みえの子育ちサポーター」登録者数		
子ども読書活動推進フォーラムへの参加者数		
青少年健全育成協力店の割合		

【目標項目の説明】

- ・県政の各分野で、小学校3年生から高校3年生が対象のモニター制度である「キッズモニター」を活用した回数（健康福祉部子ども局子ども未来室調べ）
- ・子育てについての学びのプログラム「親なびワーク」の活用や定着を図る人材として養成する講師の数（健康福祉部子ども局子ども未来室調べ）
- ・子どもの育ちを支えるという考え方を共有し、地域で子どもの活動を支える人材として養成する「みえの子育ちサポーター」の登録者数（健康福祉部子ども局子ども未来室調べ）
- ・子ども読書活動の推進を担う人材（保護者、読書ボランティア、図書館司書、学校関係者等）が活動への理解を深めるフォーラムに参加した人数（教育委員会事務局社会教育・文化財保護室調べ）
- ・「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入対象店舗のうち、青少年健全育成協力店として登録のあった店舗の割合（健康福祉部子ども局子ども未来室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
22201 子ども条例の普及推進 (主担当：健康福祉部子ども局子ども未来室)	「三重県子ども条例」の普及啓発等の取組を進めます。
22202 家庭力の向上支援 (主担当：健康福祉部子ども局子ども未来室)	親が子どもの育ちと親の役割について学ぶことのできる機会を拡充します。
22203 地域力の向上支援 (主担当：健康福祉部子ども局子ども未来室)	さまざまな主体が連携して子どもの育ちを見守り支える取組を進めます。
22204 家庭・地域の教育力の向上 (主担当：教育委員会事務局社会教育・文化財保護室)	学校が家庭や地域と連携し、地域全体で子どもを守り育てる取組を進めます。
22205 子どもの保護対策の推進 (主担当：健康福祉部子ども局子ども未来室)	さまざまな主体が連携して子どもが有害環境にふれる機会から保護します。

関連する施策

関連する個別計画